

サイバーセキュリティ 対策促進助成金

審査（審査の視点・注意点）編

審査の視点と注意点をまとめています。ご活用ください。
併せて、募集要項の確認もお願いいたします。

※ 本助成金は、設計費・開発費は助成対象外です。ご注意ください。

審査は、下記5つの審査項目から総合的に判断しております。
次ページ以降に、各審査項目の視点、注意点、不採択となりやすい例を記載しています。
ご確認ください。

1. 申請資格

2. 経営面

3. 計画の妥当性

4. 設備導入の妥当性

5. 設備導入の効果

1. 申請資格

- ・本助成金の資格要件に合致しているかどうか？

特に注意すべき点

- ・SECURITY ACTION (★★二つ星) のロゴマーク使用の手続きが完了した旨を示す書類（以下の書類（①、②）のいずれか）が必須です。
 - ① IPAからのメール『【SECURITY ACTION】ロゴマークのダウンロード手順のお知らせ』
 - ② IPAのHP『宣言事業者一覧』の自社の事業者名、市町村・町名、業種、取組段階が表示された画面のハードコピー

※ IPAからのメール『【SECURITY ACTION】自己宣言IDのお知らせ』では、申請できません。



Point

IPAからのメールは、申請日以前に受け取っている必要があります。

申請時点で書類が揃わない場合は、申請できません。

2. 経営面

1/2

- ・財務内容、企業概要等から助成対象先として妥当性があるかどうか？

特に注意すべき点

・企業概要について

自社の主たる事業の業態から、当然備えるべきセキュリティ対策として判断された場合、不採択となります。主たる事業が情報通信業の場合はご注意ください。

2. 経営面

2/2

«不採択となりやすい例»

不採択となりやすい例に関しては、あくまで例となります。参考程度にお考え下さい。

特に注意すべき点

- ・企業概要について

自社の主たる事業の業態から、当然備えるべきセキュリティ対策として判断された場合、不採択となります。主たる事業が情報通信業の場合はご注意ください。

不採択となりやすい例

- ・業種が情報通信業であり、システム開発などを請け負っている。
- ・業種が情報通信業であり、オンラインサービスを提供している。
- ・他社へセキュリティ対策を提案及び提供している。

3. 計画の妥当性

1/2

- ・自社のサイバーセキュリティの状況、課題を適切に把握しているかどうか？
- ・課題に対する対策が適切であるかどうか？
- ・導入する設備が課題に対する対策として適切であるかどうか？



Point

- ・特に、申請書の『9助成事業内容』を自社の事業実態に合わせて、**具体的に**ご記入ください。
※ どの企業にも当てはまる抽象的な表現ではなく、出来る限り具体的にご記入ください。

3. 計画の妥当性 2/2

《不採択となりやすい例》

不採択となりやすい例に関しては、あくまで例となります。参考程度にお考え下さい。

不採択となりやすい例

- ・ネットワーク構成に対して過剰かつ高額である
- ・1店舗で複数系統のネットワークにそれぞれUTMを導入とあるが、そのようなネットワーク構成にしなければならない理由が不明である、若しくは無い

4. 設備導入の妥当性

1/2

- ・導入する設備等の数量やスペック等が過剰ではないかどうか
- ・購入価格に妥当性があるかどうか
- ・導入する設備、物品が公的資金を財源とする助成金の交付先として妥当性があるかどうか

重要

特に注意すべき点

- ・導入する設備等の数量やスペックなどが企業規模に見合うか？
- ・導入する設備等が高額ではないか？
- ・導入する設備等が同等性能の製品の市場価格と比較して大きく乖離がないか？



Point

※ 他の中小企業・小規模企業者等から提出された申請と同一若しくはきわめて類似した内容の事業を申請した場合は、不採択となります。

4. 設備導入の妥当性

2/2

«不採択となりやすい例»

不採択となりやすい例に関しては、あくまで例となります。参考程度にお考え下さい。

重要

特に注意すべき点

- 導入する設備等の数量やスペックなどが企業規模に見合うか？
- 導入する設備等が高額ではないか？
- 導入する設備等が同等性能の製品の市場価格と比較して大きく乖離がないか？

不採択となりやすい例

- PCなどの端末の数が10台にも満たないシステム規模でユーザー数50以上の設備を申請
- レジやモバイル端末が5台も満たないシステム規模で、100万円以上の設備を申請
- 導入するUTMは市場価格が50万程度だが、100万以上の価格で申請。

※ 例で出てくる数値は、『乖離』を表現しているだけです。基準値として捉えないでください。

5. 設備導入の効果

1/2

- ・課題、対策についての導入効果が認められるか？

特に注意すべき点

- ・主たる目的はサイバーセキュリティの向上となります。導入する設備が更新などで申請される場合、更新前と比較して、どうセキュリティ向上に繋がるのか明確にしてください。



Point

- ・特に、申請書の『9助成事業内容』を自社の事業実態に合わせて、具体的にご記入ください。
※ どの企業にも当てはまる抽象的な表現ではなく、出来る限り具体的にご記入ください。
- ・申請書の『10システム構成図』は、どのように変更するのか分かりやすく図示してください。
※ ウィルス対策ソフトなどのコンテンツセキュリティ対策製品を申請している場合は、対象となるクライアント端末（PC/タブレットなど）の表記及び、台数を記入してください。

5. 設備導入の効果

2/2

«不採択となりやすい例»

不採択となりやすい例に関しては、あくまで例となります。参考程度にお考え下さい。

特に注意すべき点

- ・主たる目的はサイバーセキュリティの向上となります。導入する設備が更新などで申請される場合、更新前と比較して、どうセキュリティ向上に繋がるのか明確にしてください。

不採択となりやすい例

- ・元々UTMを導入していたが、サポート期限を迎えた為、バージョンアップしたUTMに入れ替える。バージョンアップはしたが、サイバーセキュリティ向上の寄与が入れ替え前と比較して低い。
- ・元々ウィルスセキュリティソフトを入れていたが、ライセンス期限を迎えた為、同様性能のウィルスセキュリティソフトを入れる。